

日本学生支援機構奨学金 「適格認定奨学金継続願」の提出について

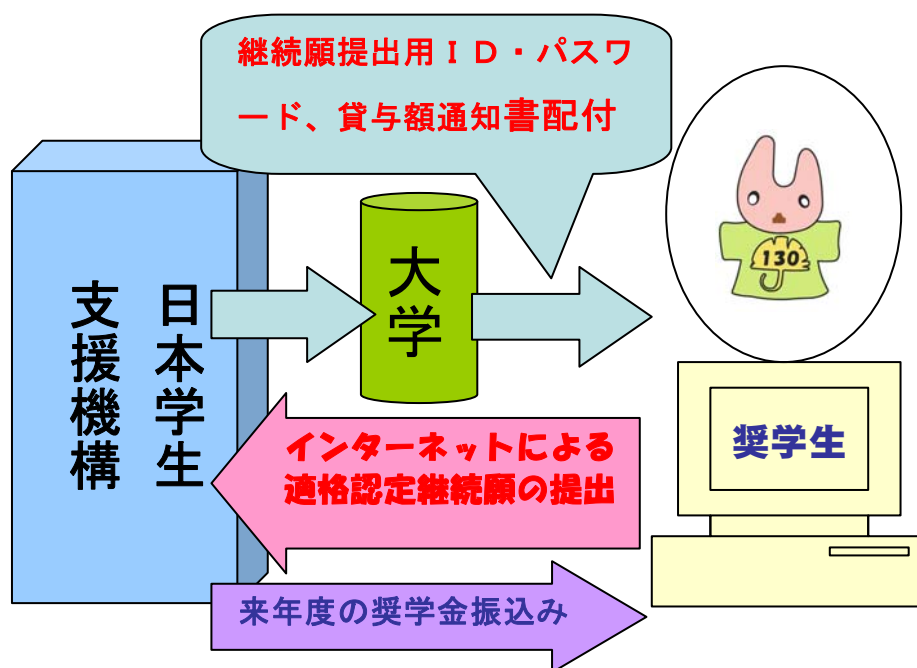
貸与終了予定者以外を対象とした継続の手続きを必ずインターネットより提出してください。

各学部・研究科(学府・教育部)の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて、必ず貸与額通知書、継続願提出用ID・パスワードを受け取り、下記提出期間内に必ず入力してください。なお、貸与終了予定(最終学年)の奨学生については、「適格認定奨学金継続願」は配付されませんので、提出の必要はありません。

○提出期間：平成19年12月20日

～平成20年1月31日

～「適格認定継続願」の手続きの流れ～



平成19年12月6日
本部奨学厚生グループ奨学チーム